

令和7年度 資料活用補助員募集案内

- 1 作業内容 埋蔵文化財の普及活用業務
公式SNS、HPの投稿作成、更新作業を中心とした運用管理
- 2 雇用形態 資料活用補助員 勤務形態B（募集要項参照）
- 3 勤務場所 埼玉県埋蔵文化財事業団本部（熊谷市船木台）
- 4 募集予定人数 若干名
- 5 雇用予定期間 令和7年4月22日（火）から令和8年3月13日（金）まで
- 6 応募資格 令和8年3月末の年齢が満71歳までの方で募集要項を理解し、承諾いただける方。
- 7 応募条件 文化財や博物館に興味のある方
SNSに興味があり、実際にSNSの運用や更新をしたことがある方
周囲とコミュニケーションを取りながら業務を行える方
基本的なPCスキル(Excel・Word)をお持ちの方
インターネットリテラシーのある方
【歓迎】
企業公式SNS管理経験のある方
ア دبي製品(Illustrator、Photoshop等)が使用できる方
Instagram・TikTokでショート動画の投稿をしたことがある方
- 8 選考方法 **第1次選考** 書類選考
※第一次選考を通過した方に第二次選考の日時をお伝えします。
第2次選考 面接（令和7年3月下旬予定）
- 9 募集期間 令和7年2月14日（金）から令和7年3月2日（日）
- 10 応募方法 メールにて申し込み
※件名に【補助員採用申込】と記入し、下記アドレスに提出書類（1）～（4）を添付し、メールください。
送信先：2025hojo@saimaibun.or.jp
- 11 提出書類（1）履歴書（3か月以内に撮影した写真を貼付のこと）
※選考結果にかかわらず提出書類は返却しません。受験に際して本事業団が収集する個人情報、採用活動にのみ使用します。
ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
（2）採用申込書（用紙は当事業団HPよりダウンロードできます）
（3）実績調書（下記①～③の内容が含まれたポートフォリオをA4・1～2枚にまとめて下さい。書式は自由です）
①自己PR
②スキル・スキルレベル（使用可能ソフト）
③アカウント運用実績（フォロワー数・投稿内容を確認できるよう、アカウント名・URLを記入）・作成HPいずれか（複

数も可)

(4) 課題 ※別紙参照

現在事業団公式Xに投稿されている内容を1つ選び、ご自身が事業団の公式Xの担当者になったと想定し、アレンジして提出ください(A4用紙1枚)。アレンジ前、アレンジ後を並べ、対象とした年齢層とアレンジに際して意識した点をご記入ください。

12 採否通知 令和7年4月2日(水)メール送信予定

13 申し込み・問い合わせ先

公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団

住所：埼玉県熊谷市船木台4-4-1

電話：0493-39-5346(資料活用部)

令和7年度 埋蔵文化財資料活用補助員募集要項

- 1 雇用期間 令和7年4月22日（火）から令和8年3月13日（金）まで
- 2 契約更新の有無 更新する場合がある。更新の契約は次により判断する。
 - ・契約期間満了時の業務量 ・従事している業務の進捗状況
 - ・勤務成績 ・通勤の状況 ・事業団の経営状況また、事業団との契約が通算5年度を超える場合は更新しない。
- 3 職 種 資料活用補助員
- 4 業務内容 埋蔵文化財の普及活用の補助業務
- 5 勤務場所 埼玉県埋蔵文化財事業団本部（熊谷市船木台）
- 6 就業日・時間 補助員（勤務形態B）
 - 午前9時から午後2時45分まで
 - （休憩時間12：00から13：00まで）
 - 月曜日から金曜日までの週4日（週19時間）
 - ひと月12日以上の出勤を条件とする。
 - 令和8年3月末の年齢が満71歳までとする。
 - 時間外勤務は命じない。
 - 事業団以外で雇用契約を締結している場合（いわゆるダブルワーク）は、必ず申し出ること。また、事業団と他の事業所との勤務時間を合わせて、1日8時間または週40時間を超える場合は、応募できない。
- 7 休 日 毎週土曜・日曜・国民の祝日
その他天候又は監督者不在等の事情で作業ができない日
- 8 有給休暇 ひと月で12日以上の出勤実績があった場合に1日ずつ有給を付与する。（年間上限7日）
- 9 賃 金 等 基準賃金 補助員（勤務形態B） 日額 5,681円程度
遅刻早退等は時間数に応じ、時間割額を減額する。
（欠勤1時間につき、1,196円程度を減額する。）
基準賃金のほか、事業団の定めによる通勤手当（上限あり）を支給する。
賞与、昇格、昇給、退職金はなし。
- 10 賃金締切日 毎月末日
- 11 賃金支払日 毎締切日の翌月の14日（支払日が土・日曜日、国民の祝日等の場合は、その前日）
- 12 労働保険 労災保険加入。雇用保険は加入しない。
- 13 社会保険 加入しない。
- 14 その他 公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団臨時職員就業規則による。